第1編総論

# 第1章 漁村計画の基本的な考え方

## 1-1 漁村計画とは(漁村計画のすすめ)

## 1. 漁村計画の意義と体系

本参考図書で扱う「漁村計画」は、住民参加を前提として市町村が主体となり、豊かで活力ある漁村づくりの長期ビジョンを策定した上で、そのビジョンの実現と整合を持った体系的で効果的な施設整備計画を策定することを目的とした地域の自主・自発的取り組みが前提となる。

「漁村計画」は、漁村の目指す将来像を実現するため、概ね20年後の長期を想定したソフトとハードの両面からなる「漁村構想」と概ね10年後を想定した、優先的な取組が必要と考えらえるハード面での中期的な全体像及び整備方針など個別施設に関する概要からなる「漁村基本計画」から構成されるものである。

漁村計画:漁村構想→漁村基本計画(個別施設の概要含む)

なお、「漁村計画」は、地域の自主・自発的意思に基づく任意計画であり、 地域の独自性が重んじられなければならない。

それぞれの現場の状況(既に実施に向けた計画や実施計画の議論が始まっているなどの段階的特徴や、住民自身による独自の取り組みが先行しているなど)によっては、ここで示す手順通りにいかない場合も考えられ、地域の状況に応じた独自の手順選択が求められる。

## (解 説)

#### (1) 漁村計画の意義と体系

わが国の漁村をとりまく状況は、年々厳しさを増している。加えて、近年、南海トラフ地震・津波に代表される大規模自然災害対応や、海業<sup>※1</sup>振興による地域振興が、新たな課題として認識されている。

一方、これまで多様な課題を抱える漁村の振興に向けた取組を概観すると、官 民が主体となり、ソフトと連携したハード整備に、継続的に取り組んできた経緯 がある。しかし、漁村全体の維持・振興面で、必ずしも必要十分な効果を発揮で きていない部分もある。

その一因としては、これまでのハード整備が、漁村振興を構成する多種多様な問題や課題を長期的、構造的に捉えることが十分ではなかった点が挙げられる。

このような状況に鑑み、わが国の水産業及び国民共有の多面的機能の発揮などの面で重要な役割を果たす漁村の将来的な維持・発展に向けて、適切かつ有効な個別施設整備を推進するためには、それぞれの漁村で、長期的(概ね 20 年後想定)な漁村ビジョンである「漁村構想」と、中期的(概ね 10 年後想定)な「漁村基本計画」を策定することが有効である。

更に、「漁村基本計画」に含む個別施設の概要検討は、これら長期的構想と「漁村基本計画」の目標や方針などと整合することで、漁村の目指す将来像の達成に、効果的かつ具体的に寄与することになる。

本参考図書では、「漁村構想」と「漁村基本計画」を「漁村計画」と定義する。

「漁村計画」策定においては、長期を見据えた "漁村の目指す将来像(理想とする将来像)" \*\*2 を描きつつ、中期的な "漁村の目指す姿" \*\*3 を具体化する個別施設の事業計画につながる視点が重要である。

従って、今後、長期的で総合的な漁村ビジョンを実現するハード整備の取組により、必要十分な効果を得るため、全ての漁村振興ハード施策の基本となる、 "目指すべき漁村の将来像"を、個別施設の事業計画(個別事業計画)につなげていく筋道を地域の合意の上で「漁村計画」として策定し、関係者間で共有しておくことが重要である。

全国津々浦々で、持続的漁村維持と振興に向けた「漁村計画」、つまり、将来に向けた"理想とする将来像"づくりが、行政や地区住民により自主、自発的に進められることが期待される。

<sup>※1.</sup> 海業については、漁港漁場整備長期計画(令和4年3月)において次のように定義されている。 海業(海業)とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外から の多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待 されるものをいう。なお、漁村の活性化に当たっては、これまで、渚泊、6次産業振興、都 市漁村交流促進などに取り組んできたところである。

<sup>※2.</sup> 漁村の目指す将来像:長期的構想で検討、策定する漁村整備の長期イメージをいう。

<sup>※3.</sup> 漁村の目指す姿:中期的基本計画で検討、策定する漁村整備の中期イメージをいう。

# 

#### ・ 漁村計画の実現

個別施設の事業計画・整備

個別施設の事業化と漁村計画の実現

図 1-1-1 「漁村計画」の体系の一般的アプローチイメージ

表 1-1-2 各段階での取組概要 (一般的アプローチイメージ)

区分		アプローチイメージ	備考
漁村計画	漁 村 構 想	~漁村の長期的なビジョンの作成~ 水産業振興、生活環境整備、大規模災害 対策、海業振興を主要項目(※地域独自の その他項目も含む)とした、20年後を見通 した漁村の将来像を描く。 ハードだけでなく、ソフトも含め総合的 に検討するもので、主要項目毎の「漁村構 想」と「漁村構想図」(ゾーン区分図)をセ ットとしてとりまとめたもの。	※本書本編で解説
	漁 村 基本計画	~中期的優先ハード整備の全体像の整理~ 「漁村構想」達成に資する優先度の高い 構想を実現するため、ハードに関する中期 的(概ね10年程度)かつ具体的な全体像や 個別施設の整備方針・数量等の概要などを 策定するもの。	
	施 設 の計画・整備	「漁村基本計画」に位置付けたハード整備について、個別施設の事業計画に基づき 整備を実施する。	※参考資料編で調 査、計画等を解 説

#### (2) 地域独自の状況に応じた柔軟なアプローチの選択

ここで述べている「漁村計画」の手順は、あくまで、「漁村計画」にこれから 着手しようとするスタート段階にある地域を念頭に、一般的、時系列的なアプロ ーチをイメージしたものである。

一方、漁村地域の置かれている状況は多様であり、既に「漁村構想」や「漁村基本計画」を検討・整理済みの地域もあれば、既に「個別施設の事業計画・整備」段階にある地域もあると考えられる。そのような場合には、地域の状況に応じて、柔軟に手順の組み換えが可能である。

- ① 既に、「漁村構想」に当てはまる長期的漁村の将来像の検討・策定が完了している場合、既存の「漁村構想」を踏まえた「漁村基本計画」からスタートすることが可能である。
- ② 「漁村基本計画」が既に完成している場合、更に長期的将来を想定した「漁村構想」を逆算で検討・整理することで、既存の「漁村基本計画」の長期的 一貫性や整合性を確保することが期待される。
- ③ 「漁村構想」や「漁村基本計画」がなく、既に「個別施設の事業計画」が検討されている場合、関係者間に漁村の将来像が共有されないまま施設整備だけが先行することになりかねない。従って、「施設整備計画」から逆算して、「漁村構想」、「漁村基本計画」、つまり、中長期の漁村の将来像や全体像を同時並行で検討することが、整備施設の有効利用や漁村振興への波及など整備後の施設運用の適正化につながることが期待される。
- ④ その他、漁村地域の置かれている多様な状況に対応した柔軟なアプローチが 重要である。

## 2 漁村計画の内容

対象となる漁村に関する、水産業振興、生活環境整備、近年危惧されている 大規模自然災害対応、地域振興のための海業振興などを基本的視点とし、①現 状・問題点・課題を抽出した上で、②ソフトを含めたハード整備の長期的(20 年程度目標)漁村構想(漁村の目指す将来像)すなわち、理想とする将来像を策 定するとともに、構想を構成する施設整備方針(構想)のうち優先的に整備す る施設を抽出した、③中期的(10年程度目標)な漁村基本計画(漁村の目指す 姿)を策定する。漁村基本計画段階では、中期的基本計画を実現化するための、 個別施設の概要・方針を検討する。

以上は、あくまで、これから漁村計画の検討をスタートしようとする場合の一般的な内容を時系列に並べたものであり、前項1の(2)で述べたように、地域の状況に応じて、柔軟な手順を選択してよい。

なお、漁村をとりまく状況は常に流動的で変化するものであり、少なくとも 5年毎程度の、一連の作業の見直しと改良が重要である。

## (解 説)

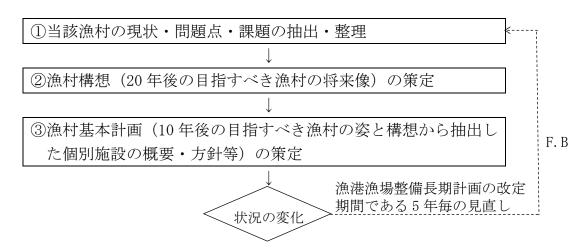
「漁村計画」は、個別の施設整備計画や事業実施の背景となる、"漁村の目指す将来像や姿"をソフト・ハード整備計画面からとりまとめる長期的ビジョンと、長期的ビジョンから抽出したハード整備の全体像である中期的ビジョン(個別施設の概要・方針含む)にまとめる一連の取組である。

これらの取組を進めるため、一般的には次図に示すように、①対象漁村の現状・特性、問題点及び課題などを構造的に把握した上で、②長期的視点(20年後目標)のソフトを含めた漁村構想と、③中期的視点(10年後目標)の漁村基本計画を策定する。

更に、漁村基本計画にあっては、中長期的ハード整備のビジョンを関係者間で 共有し、最終的には、目指す目標の達成に向けた個別施設の概要・方針を同時に 検討しておくことが、「漁村計画」の基本的な内容である。

なお、このような漁村計画の内容と順序は、あくまで一般的な方法を示したものであり、地域の状況に応じて、柔軟に手順の組み換えが可能である(※前述1の(2)参照)。

その際、対象漁村をとりまく状況は常に変化するものと考えられ、漁港漁場整備長期計画や水産基本計画の改定サイクルである概ね 5 年を目途に、PDCAサイクルに準じて、中長期構想・計画の見直し作業を繰り返すことが重要である。



注:上記フローは、これから漁村計画の策定をスタートさせようとする地域に当てはまる 一般的検討・作業の概要と順序を参考モデルとして示したものである。地域の取組状 況に応じて、独自の取組手順で漁村計画を策定することが可能。

図 1-1-2 漁村計画の概要と手順モデル

なお、住民が自主、自発的に、地域づくりなどの計画や実践に取り組む例が増えている。例えば、「漁村などにおける自主的避難計画と避難路の自力建設」、「漁村有志による海業振興計画と試行的実践」、「空き家の有効活用計画と実践」などがあり、都市部でも「空き室の目立つ自らが居住する団地の再生計画」や「公園の利活用計画と試行的実践」などが代表的事例として見られる。

このような住民主体の計画づくりにあっては、多くの場合、住民が日常生活の中で改善すべきと認識した事項に特化しており、大学はじめ有識者の力を借りて、ワークショップなどの方法をとりながら方針を決定する。

そのような合意を踏まえ、具体的な自力建設や試行的実践に結びつく場合や、 市町村など自治体に施策提言するなど計画実現手法はさまざまである。

一方、計画策定から実践、提言という手順も決まった方法はない。ただし、このような取組の場合、住民が共有する単一目的的な課題の解決といった認識が 共有されているため、先進的な地域では、小規模な目標であれば、自力建設など による施設整備想定が出発点になることもある。

「漁村計画」の視点からすれば、このような施設整備が、背景となる漁村振興 の将来像にどう整合し、関係性を持ちうるかということを逆算的に検討する方 法も選択肢となり得る。

## 1-2 計画に取り組むに当たっての体制・留意点

「漁村計画」は、問題意識を持った地域(行政や地域住民など)の自発的、自主的な取組によるものであり、その対象地域や計画テーマ、作成主体については、それぞれの漁村地域の特性や課題に応じた自由な設定が可能である。

なお、以下は、それら計画の対象地域、テーマの設定、作成主体として想定される一般的選択肢を提示したものであり、実際の取組に際して参考にしていただきたい。

## 1. 対象地域

「漁村計画」の対象地域は、漁港背後集落の範囲を基本とするが、地域の状況に応じて、一定の漁業運営や生活圏としての課題を共有する複数の漁港及び漁港背後集落を対象とすることも想定する。

「漁村計画」の対象範囲は、検討すべき内容(水産業振興、生活環境整備施設整備の適正範囲や大規模災害対策連携、海業振興の際のネットワーク化の可能性など)に応じて、単独の漁港背後集落の範囲を越えて共通の課題を有する広域的範囲を設定してもよい。

また、対象地域の選択にあたって、「漁村構想」、「漁村基本計画」の範囲は同じとすることを基本とするが、扱う主要項目(※P10の2.検討項目の選定参照)によっては、必要に応じて「漁村構想」の範囲を「漁村基本計画」の範囲より広域的に設定してもよい。

対象地域の選択は、漁村の持続的維持・振興上の問題や課題の所在により、 計画作成主体が決定する。

## (解 説)

「漁村計画」の対象地域を設定するに当たっては、それぞれの地域の有する問題や課題により、その範囲を設定する。

#### (1) 漁港背後集落

対象地域は、漁港背後集落の現状把握のための実態調査<sup>\*4</sup> における漁港背後 集落<sup>\*5</sup> を基本とする。毎年行われている個々の漁港港勢調査と合わせて実施さ れる「漁港背後集落の現状把握のための実態調査」において、漁港背後集落単位 の立地や空間形成条件に加え、人口(65 歳以上人口比率や漁業就業者数含む) や、世帯数(漁家世帯数含む)などの社会経済指標関連情報が充実しているため、 地域のデータ上の現状や問題点、課題等の把握がしやすい。

対象地域を漁港背後集落に設定する場合の留意点は、以下のとおりである。

1) 漁港背後集落は、文字通り漁港背後に立地する集落を指し、前面に漁港のない

漁業集落は含まれていない。漁港のない海岸沿いあるいは港湾背後集落などを含めた漁業センサスの漁業集落<sup>\*\*6</sup>にあっても、漁港背後集落同様、漁業が営まれている集落であり、「漁村計画」の対象として配慮する必要がある。

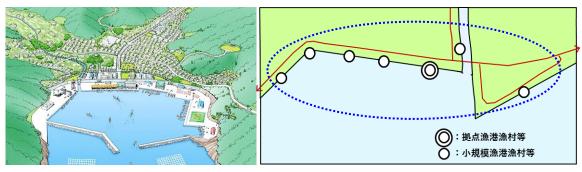
2) 一方、広域的視点が必要な漁業振興・資源管理や流通加工などの水産業振興、 効率的生活環境施設の効果的活用、広域的な大規模災害対策、海業ネットワーク型の振興への対応など、単独の漁港背後集落単位では対応しきれない部分 もある。そのような場合は、漁村地域の持続的維持・発展などに関わる広域的 視点についての考察・検討が必要となり、地域の実情など必要に応じて、より 広域的対象地域(複数の漁港及び漁業集落の組合せ単位)を、計画作成主体が 設定することが重要である。

#### (2) 複数の漁港及び漁港背後集落

近年、水産業振興、生活環境施設の効率的活用、大規模災害への対応、海業など地域振興などの面で、個々の漁港背後集落単位では完結できない広域的な問題や課題を有し、その広域的対応の検討が求められる場合が多くみられるようになっている。

従って、このような場合、「漁村計画」の検討、策定に当たっては、各種水産 振興施策などで用いられている以下のような広域的な範囲を対象とした検討及 び計画策定が必要な場合がある。

- 1) 浜の活力再生プランの策定範囲(主に漁協・同支所単位や市町村単位が多い)
- 2) 広域浜の活力再生プランの策定範囲(複数漁協・支所や複数市町村にまたがる場合が多く、場合によっては都道府県全域を範囲とする場合もある)
- 3) 都道府県で策定されている圏域総合水産基盤整備事業計画の圏域範囲



(漁港背後集落イメージ)

(複数の漁港及び漁港背後集落イメージ)

図 1-2-1 対象地域イメージ

※4. 漁港背後集落落の現状把握のための実態調査は、漁村施策の効率的・効果的な推進を 図るとともに、快適な漁港環境の形成及び漁村の防災対策の推進等を目的とする漁業 集落の環境整備関連事業を実施する上での基礎資料とし、漁村地域の現状及び地域防 災対策の実施状況の把握のため、毎年、水産庁が各都道府県に依頼し、各市町村で調 査を実施している。調査対象は、漁港漁場整備法に指定された漁港の背後に位置する 人口 5,000 人以下の集落(以下「漁港背後集落」という。)である。

(水産庁漁港漁場整備部)

※5. 漁港背後集落とは、当該漁港を日常的に利用する漁家が2戸以上ある集落をいう。ここでいう漁家とは、生活の資を得るために、水産動植物の採補又は養殖の事業を行ったもので、調査期間前1年間の海上作業従事日数が30日以上の個人経営世帯又は雇われて従事した者がいる世帯をいう。

なお、集落の範囲は、空間的一体性を有して家屋等が連続している範囲で、比較的 規模の大きい河川、山林、原野、農地等で区切られたまとまりのある集落空間とし、 市町村境界を越えない範囲のものとする。ただし、都市近郊等で集落と市街地が一体 となり家屋が広範囲に広がっている場合は、漁業者の居住地を勘案して既存の町、丁 目、字等で適切に分割し、漁業と関係の薄い市街地等を切り離すこととする。

また、集落範囲が複数の漁港にまたがっている場合は、各漁港毎に区域を分割する ものとする。 (水産庁漁港漁場整備部)

※6. 漁業センサスの漁業集落とは、漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲と定義されており、5年毎に調査されている。漁港背後集落調査に比べて、調査内容は、上記定義に当てはまる漁業集落範囲毎に就業者や経営体などの漁業センサス調査内容を整理した内容にとどまり、漁村自体の立地や空間特性、人口、世帯数などの情報はない。 (※農林水産省大臣官房統計部)

#### (3) 構想、基本計画の主要検討項目に応じた範囲設定の柔軟性

対象地域の選択にあたっては、「漁村構想」と「漁村基本計画」の範囲を変えて検討することは、作業上混乱を招く恐れがあり、「漁村構想」、「漁村基本計画」の範囲は同じとすることを基本とするが、項目によっては、「漁村構想」で検討すべき範囲と「漁村基本計画」で検討すべき範囲にズレが生じることも考えられる。そのような場合には、項目によっては、「漁村構想」の範囲を「漁村基本計画」の範囲より広域的に設定するなど柔軟に対応してよい。

#### (4) 小規模集落が点在する市町村単位の「漁村計画」

小規模漁港や漁港背後集落が複数立地する中小市町村などで、個々の漁港背後集落単位での計画検討及び策定が地域の実情に合わない場合、市町村単位での複数漁業集落を組合せた範囲を対象地域とする。

#### (5) 都市地域の全体構想・基本計画と「漁村計画」の連携

都市部において、都市地域の沿岸部に漁港漁村が立地している場合などでは、 都市計画などに基づき、都市市街地計画が策定され、その一部として個々の漁港 漁村の構想や計画上の位置付けがなされる場合が多い。「漁村計画」は、必ずし も漁村を中心に据えた構想・計画の策定のみを想定したものではなく、より広範 な都市地域全体の構想・計画策定の中で、関連する漁村の整備方針を検討する際 に活用することも可能である。

## 2. 検討項目の選定

本参考図書では、「漁村計画」の検討項目を、後述(第2編 第1章の2の漁村計画の内容)する4つの主要項目(①水産業振興、②生活環境整備、③大規模災害対策、④海業振興)から抽出することと提案しているが、地域の独自性に鑑み、構想、基本計画に係る項目選定について、これに限定するものでも、全てに関する検討を求めるものでもない。このような項目選定が、「漁村計画」のテーマや目標に表れることになる。

## (解 説)

地域によっては、本参考図書で提示している 4 つの主要項目の全てにわたり 改善あるいは計画すべき問題点や課題が存在しない場合も十分想定される。

そのような場合は、計画対象地区の関係者がここで提示している 4 つの主要項目の一部を抽出するか、地域の独自の問題や課題に応じた全く異なる視点の項目を選定するかは、地域の独自性と選択による。

このような地域毎の項目選定は、「漁村計画」の明確なテーマや目標設定と直結し、「漁村計画」の独自性につながるものである。

## 3. 作成主体

「漁村計画」の作成主体は、"漁村の目指す将来像や姿"の実現化に向けて、各種補助事業や支援施策の実施主体となる市町村職員が基本となり、関係する都道府県と連携した取組が必要である。

一方、近年、先進的な地域では、住民主体の計画づくりが見られる場合もあり、それらの取組を実現性の高いものにしていくために、本参考図書が有効活用されることが期待される。

## (解 説)

「漁村計画」の作成主体は、関係する都道府県と連携しながら、中長期的視点の"漁村の目指す将来像や姿"を実現するための施策に直接関わる、市町村職員(漁業振興、漁港漁場漁村整備、地域振興担当部署)を基本とする。

具体的な「漁村計画」の検討、「漁村構想」、「漁村基本計画」の作成作業においては、関係都道府県と連携しながら、市町村職員がコーディネーターの役割を果たしつつ、漁業者や水産事業者、商工観光関係者を含めた地域住民参加の議論

と合意形成が、必須のプロセスになる。

従って、作成主体である市町村職員は、さまざまな立場の関係者の議論と合意 形成を踏まえた、関係者満足度の高い「漁村計画」の作成をリードすることが必 要である。

なお、近年、地域まちづくり構想や計画策定に当たって、行政が主導しつつ住民参加のもと検討、策定される方法は定着しつつあると同時に、住民(町内会や協議会等)が主体となってこれらを作成し、行政に対し住民の意見の成果(提言書)を提出する形態をとる住民自治先進地区もある。本参考図書は、水産業関係者を含めた漁村住民によるこのような自主的な取組においても有効に活用されることが期待される。

## 1-3 漁村計画策定にあたっての留意事項

「漁村計画」の検討、策定に当たっては、基本的法令や国の計画に加え、都道府県、市町村の既往関連計画などと十分な整合性を持つよう留意する。

また、水産業振興や生活環境整備、大規模災害対策、海業振興など個々の漁港背後集落や複数の漁港漁村の範囲では解決できない課題を有する場合、より広域的視点での検討、計画策定が必要となる点に留意する必要がある。

「漁村計画」は、中長期的な"漁村の目指す将来像や姿"を、個別施設の事業計画にスムーズにつなげ、順次具体化していくためのものであるため、中長期的な「漁村構想」、「漁村基本計画」は個別施設の事業計画の実現化に有効なハード整備計画マスタープランとしての位置付けを持つ。

「漁村計画」は、多様な課題に対する改善、解決方策を、主に国庫補助事業や都道府県、市町村事業などを活用して具体化するためのビジョンとそれを踏まえた、個別施設の事業計画であるが、課題解決方法は、これら公的事業の実施にとどまらず、当事者である漁業者や地域住民などが自主的に取り組む部分があることを認識するとともに、異業種交流や民間活力の導入などについても積極的な検討が必要である。

## (解 説)

#### (1) 基本的法令や国の計画その他既往関連計画などとの整合性の確保

「漁村計画」の検討、策定に当たっては、水産基本法、漁港漁場整備法などの 法律とともに、5年毎に閣議決定される水産基本計画や漁港漁場整備長期計画 など国の各種計画に加え、都道府県や市町村の関連既往計画などと十分な整合 性を持つ必要があり、計画主体は、常に最新の情報収集と内容の確認に努めるこ とが求められる。

なお、ここでいう法令や計画などについては、「漁村計画」が扱う多様なテーマに鑑み、水産庁や県、市町村などの水産部門に限らず、広く他省庁、県、市町村の他政策部門に、常に目を向け、連携することが重要である。

#### (2) 広域的視点の反映

「漁村計画」を検討、計画するに当たり重要な 4 つの主要な項目(水産業振興、生活環境整備、大規模災害対策、海業振興)のいずれも、個々の漁港背後集落や複数の漁港漁村のまとまりの範囲だけでは解決できない要素を含む場合がある。従って、個別の「漁村計画」の検討、計画策定の前提として、更に広域的な視点に基づく範囲(※例えば、各都道府県で作成している圏域総合水産基盤整備事業計画の圏域範囲や広域浜の活力再生プランの範囲など)での、構想・計画

の視点を導入することが重要である。

更に、「漁村計画」を構成する「漁村構想」と「漁村基本計画」の対象範囲が 異なることは、作業上混乱を招くことが予想されるため、「漁村構想」、「漁村基本計画」の範囲は、同一であることを基本とするが、地域の独自性からテーマに よっては、「漁村構想」と「漁村基本計画」の検討範囲がズレる場合も考えられ るため、必要に応じて「漁村構想」、「漁村基本計画」の範囲を変えてもよい。

具体的な「漁村基本計画」の対象が漁港背後集落であったとしても、共通の漁場を共有する水産業振興が「漁村構想」のテーマとなるといった場合が想定され、そのような場合、主要項目毎に「漁村構想」と「漁村基本計画」の範囲が異なることになるが、構想のアウトプットイメージ表(※後述する 1-4 の 1 に示す漁村構想整理表イメージ)の該当部分に、項目によって広域的視点の構想を記述することとする。

#### (3) ハード整備マスタープランとしての位置付け

「漁村計画」は、"漁村の目指す将来像と姿"を構想・計画し、最終的には、その目標を達成するための個別施設の事業計画に結び付けていくことが必要となる。従って、「漁村計画」を構成する個々の長期的「漁村構想」や「漁村本計画」は、当然、ソフトとハードがうまくマッチングしたものにならなければならないが、それらの成果としては、事業の具体化つまりハード整備のマスタープランとしての役割が重視される。

#### (4) 自助・共助・公助及び民間活力導入の考え方

「漁村計画」は、計画主体である市町村職員のリーダーシップにより、漁業者や水産事業者、商工観光事業者、漁協及び地域住民などが協働して、現状の問題や課題を克服した、"漁村の目指す将来像と姿"を描き、優先順位や緊急性に応じて、個々の計画を実現化していくための個別施設の事業計画にむすびつけていくための中長期ビジョンの策定が前提となる。

実現化に際しては、「漁村計画」を基本とした"漁村まちづくり"の主体である地域住民が、公的事業の計画・実施の各段階で、主体的な意識を持つことが重要である。

また、"漁村まちづくり"は多肢にわたるため、専ら地域住民が自らのこと、 自らに関係の深いこと(自助)として取り組む必要がある部分や、漁協などの産 業組織や自治会などが"自分たちごと"(共助)として取り組むべき部分が明確 に存在することを認識し、実践することも重要である。

更に、海業振興などの実践に当たっては、他産業との資金や経営ノウハウ面での協力など異業種交流や民間活力の導入も必要となる場合も想定される。

その上で、公的支援を受けなければ実現できない公助の部分を"他人ごと" としてではなく、積極的な住民参加による"自分たちごと"として捉える姿勢 が、住民など関係者に求められる。

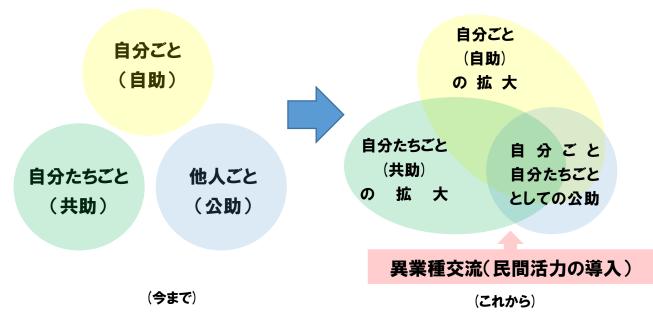


図 1-3-1「漁村計画」推進における自助・共助・公助・民間活力導入の考え方

#### (5) 漁港や漁村の再編・集約の可能性の検討

「漁村計画」の対象地域の設定にもよるが、広域的な範囲が設定された場合、個々の漁港施設の低利用化や、背後集落の過度な人口縮減などの問題が深刻な漁村が認められる場合、「漁村計画」の「漁村構想」や「漁村基本計画」の策定に当たって、将来の漁港機能や漁村の再編・集約の可能性についても関係者間で検討し、構想、計画に反映することも重要である。

その場合、漁村計画の対象地域となる圏域全体での居住地や産業再配置などを含めた土地利用計画についても、今後の漁港漁村の主要な社会経済指標の推移予測や地域の問題認識などに基づき検討する。

このことは、大規模自然災害の対策面からも検討が必要である。

# 第2章 本参考図書の位置付けと構成・運用

漁村の維持・振興に向けて多様な個別事業(※水産庁所管事業にとどまらず、他省庁事業、都道府県事業、市町村単独事業を含む)を実施しようとする漁村地域において、当該事業が長期的・総合的な"漁村の目指す将来像や姿"という目標を達成するための一環であり、整合性を持ったものとして位置付けられることを明確にすることが、持続的で効果的な漁村振興につながる。

本参考図書は、個々の課題に対応した計画づくりとは一線を画した、長期的・総合的な"漁村の目指す将来像や姿"を明確にした上で、個別施設の事業計画に結び付けていく「漁村計画」策定に資する方法と留意点を紹介する。

なお、「漁村計画」は、地域の自主・自発的な取組であり、ここで整理する 構想や基本計画の考え方は、個別事業の申請における前提資料として有効に 利用可能なものである。

## (解 説)

本参考図書は、自らの関わる漁村地域の将来にわたる維持・発展について、行政と漁業者他地域住民など取組主体が、自主・自発的に「漁村計画」を検討・策定する一連の作業に取り組む際に、参考となる事項をまとめたものである。

そのような観点から、本参考図書の構成は、長期的視点の「漁村構想」及び中期的視点の「漁村基本計画」に関する検討、策定方法や留意点を述べる部分(第1編、第2編)と、「基本計画」に含まれる個別施設の概要・方針検討や最終的

な個別施設の事業化検討 に資する個別施設の事業 計画策定の方法と留意点 を述べた部分(参考資料 編)から構成される(※図 2-1 参照)。

一方、ここで述べる内容は、あくまで各地域の取組の参考に資することを目的としたものであり、それぞれの主体が、漁村の将来ビジョン策定に向けた認識と自主性に基づく方法を柔軟に選択することが重要である。

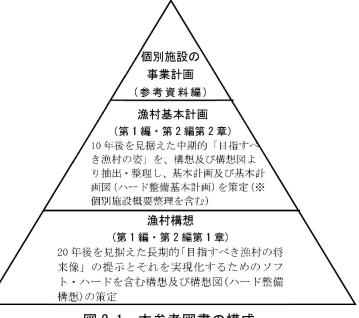


図 2-1 本参考図書の構成

また、地域の自主・自発に基づく「漁村計画」は、地域総意の対象漁村地域の将来像であり、これが共有され、資料化されることで、他の施設整備事業申請の際に必須とされる前提条件の整理につながると考えられる。

なお、これまでも述べてきたとおり、前図(図 2-1)に示す本参考図書の構成 (「漁村構想」→「漁村基本計画」→個別施設の事業計画)の流れは、一般的手 順に即して提示しているが、地域の実情に応じて、どこから着手してもよい。「漁 村計画」の趣旨は、長期的で、すそ野の広い漁村振興の将来像を関係者が共有し ておくことにあり、必ずしも一直線の時系列で考える必要は無く、地域の実情に 応じた柔軟な着手と運用が求められる。

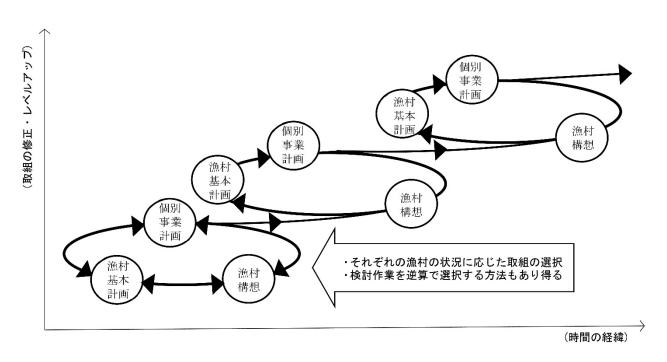


図 2-2 現実的取組ループとステップアップの考え方

# 第3章 「漁村計画」策定の際の関係者

「漁村計画」の作成主体は、関係都道府県と連携しつつ、事業や施策の実施主体となる市町村職員が基本となるが、「漁村構想」、「漁村基本計画」及び、その後の個別施設の事業計画の検討や策定の合意形成プロセス及びその内容の共有と事業実施に係る協働の対象者は、計画対象漁村に関係する、①漁業者、②水産事業者、③地域住民はもとより、④漁協(支所含む)職員、場合によっては、⑤外部有識者も含まれる。

## (解 説)

#### (1) 関係都道府県と連携した市町村職員の役割

「漁村計画」作成に向けた、多様な主体間の活発な議論の推進と意見調整を踏まえた合意形成の計画プロセスをスムーズに進めるために、優良事例情報などの情報提供、アンケートやワークショップの運営などコーディネーターとしての役割が市町村職員に求められる。

「漁村計画」に係る検討内容や範囲は多肢にわたるが、多くの市町村では、担当部署が水産振興、観光振興を含めた地域振興、建設土木、都市計画・まちづくり、防災などに細分化されている場合が多く、行政内の統括的調整を担い、リードする担当課と職員を配置すると同時に、関係部署間の横断的な連携体制を構築することが重要である。

このような市町村職員の役割を果たしていくため、都道府県全体の「漁村計画」の前提となる計画や施策を統括する都道府県との連携・調整が重要である。特に、対象市町村を管轄する都道府県の出先機関の職員(水産業普及指導員など)は、日常的に地域の実情を把握しつつ、都道府県レベルの情報や「漁村計画」に知見を有する場合が多く、アドバイザーとしての積極的な役割が期待される。

#### (2) 関係者の主体的参加の促進

「漁村計画」の主たる作成主体は、市町村担当職員が基本になるが、対象漁村に直接関わる関係者との連携、協働することが、満足度の高い計画づくりにつながる。従って、以下に示すような関係者による協議・検討組織を創設し、市町村職員がリード、コーディネイトする方法が効果的である。

#### 1)漁村地域住民

「漁村計画」の検討、計画策定に当たり、漁業者、水産業事業者、商工観光関係者を含めた漁村住民の主体的参加が不可欠である。自らが暮らす漁村の将来について、自らの問題として捉え、活発な議論と計画づくりに積極的に参加することで、満足度の高い「漁村計画」につながると同時に、"漁村まちづくり"に

対する当事者としての気付きや認識の高まりが期待される。

「漁村計画」の範囲は多肢にわたり、往々にして立場の違いから意見の相違が みられ、地域の総意としての合意形成が難しい場合も多いため、地域の実情に応 じて、既存の自治会やまちづくり協議会などを活用することが考えられるが、地 域の課題などに応じて「(仮称)漁村計画協議会」や「(仮称)漁村まちづくり協議 会」などの組織を、新たに立ち上げることも考えられる。

このように、異なる多くの意見を出し合い、市町村職員の力を借りて、地域の 総意としての意見をまとめあげていく力を持つことで、計画策定主体である市 町村との信頼性の高いカウンターパートになることが期待される。

#### 2) 漁協

「漁村計画」の最も重要なテーマのひとつが、水産業の振興を核とした漁村の 持続的維持・発展であり、水産業振興や運営の主体を担う漁協の役割は重要であ る。加えて、「海業振興」に取り組む場合は、地域水産業の運営や漁業権を始め とした海域(漁場)や資源利用、管理などとの調整が求められることから、漁協 の役割は大きく、「漁村計画」検討・作成メンバーに参加することが期待される。

一方、近年、多くの漁協で広域合併が進んでおり、必ずしも1漁村1漁協とい う関係にない場合には、地域の実情に応じて、合併漁協の支所や地域担当職員な どの積極的な参加と水産業運営のリーダーとしての役割が期待される。

## 3) 外部専門家や有識者

「漁村計画」の検討、策定に向けた問題や課題は、漁村毎に多様である。従っ て、特に重要な検討課題が存在する場合など、適切な外部専門家や有識者を議論

の場に招くことも効果を発揮する 場合がある。

外部専門家や有識者の招聘・派 遣については、官民の諸制度が整 備されており、有効に利用するこ とが期待される。

一方、外部専門家や有識者の選 択に当たっては、地域自身が問題 意識や一定の「漁村計画」の方向 性について明確な意思を持ってい ない場合、逆効果になることも散 見され、地域自身が外部専門家や 有識者を選ぶくらいの知見を持つ ことが重要である。

